

第二百一十回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第 六 号

令和五年三月七日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 塚田 一郎君
理事 井林 辰憲君
理事 中西 健治君
理事 櫻井 周君
理事 住吉 寛紀君
理事 青山 周平君
理事 石原 正敬君
理事 大野敬太郎君
理事 神田 憲次君
理事 小泉 龍司君
理事 塩崎 彰久君
理事 土田 慎君
理事 葉梨 康弘君
理事 八木 哲也君
理事 階 猛君
理事 福田 昭夫君
理事 道下 大樹君
理事 藤巻 健太君
理事 山崎 正恭君
理事 田村 貴昭君

越智 隆雄君
宗清 皇一君
末松 義規君
稲津 久君
石井 拓君
小田原 潔君
金子 俊平君
神田 潤一君
高村 正大君
島尻安伊子君
中山 展宏君
藤原 崇君
若林 健太君
野田 佳彦君
藤岡 隆雄君
米山 隆一君
岬 麻紀君
前原 誠司君
吉田 豊史君

津島 淳君 島尻安伊子君
同日 辞任 津島 淳君
島尻安伊子君 津島 淳君
土田 慎君 神田 潤一君

補欠選任

三月六日
関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)

○塚田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣鈴木俊一君。

関税率法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○鈴木大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました関税率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。
第一に、令和五年三月末に適用期限が到来する

暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこととしております。

第二に、非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度について、非居住者からその届出がない場合に、税関長が、当該非居住者の国内関連者を税関事務管理人として指定できることとする等の規定の整備を行うこととしております。

このほか、個別品目の関税率の見直し等、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○塚田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○塚田委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として財務省関税局長諏訪園健司君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塚田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。若林健太君。

○若林委員 自由民主党、長野一区、若林健太でございます。時間、十五分ですので、早速質疑に入らせていただきます。

近年、アマゾンなど国際的な電子商取引が広がることによって、輸入貨物が激増しております。

一方で、不正薬物や知財侵害物品の密輸が多数摘発されているわけで、政府はこの急増する輸入貨物に対してどのように対処しているのか、まず伺いたいと思います。

○諏訪園政府参考人 輸入貨物につきましては、越境電子商取引、Eコマースの拡大に伴いまして、令和元年の約四千六百万件から令和四年の約一億一千三百万件へと輸入許可件数が急増しております。また、令和四年における不正薬物の押収量は七年連続で一トンを超えており、知的財産侵害物品の輸入差止め件数は三年連続で二万五千件を超えている状況でございます。

こうした状況の中、急増する輸入貨物に対し、税関においては、不正薬物の密輸入防止などの厳格な水際取締りと円滑な通関の両立を図る観点から、必要な事前情報を入力し、貨物の審査、検査において活用すること、検査場における貨物の検査工程をオートメーション化するなど検査機器を配備すること、貨物の審査、検査を行う人員を確保すること、航空貨物を取り扱う通関業者などの事業者と連携を図ることなどにより、効果的、効率的な取締りに取り組んでいるところでございます。

○若林委員 今回の関税改正法案では、急増する輸入貨物の対応の一つとして、非居住者が税関関係手続を処理するために定めることとされている税関事務管理人について、その制度の拡充が盛り込まれているところで、

税関事務管理人について、現状の課題と、制度の拡充によってどのような効果が期待されるのか、伺いたいと思います。

○諏訪園政府参考人 現行制度では、非居住者が自ら輸入者となり貨物を輸入する場合には、輸入申告などの事務を処理させるため、国内に住所などを有する者を税関事務管理人として定め、税関

委員の異動
三月七日
神田 潤一君 補欠選任
土田 慎君

長に届け出なければならぬこととされておりま

す。近年、非居住者が税関事務管理人を定めず

引実態を把握していない国内居住者に貨物の輸入

を依頼する事例が見られておりまして、こうした

事例において、税関が申告内容や取引の詳細を十分

に確認できない事態が生じております。このため、

今般の改正によりまして、税関事務管理人を定め

なければならぬ非居住者がその届出をしなかつた

また、このような取組を効果的、効率的に行う

観点から、経済安全保障上の輸出規制に係る情報

を集約、分析などを行うための専担部署として、

委員御指摘の経済安全保障情報分析センター室を

税関において組織することとするなど、体制整備

に努めることとしております。税関としましては、

引き続き、不正輸出の防止に向けて適切に取り組

んでまいりたいと考えております。

現在、このアクションプランに掲げている各施策

策につきましては、達成時期を定めた工程表を策

定し、進捗管理を行い、目標を達成すべく、積極

的に取り組むこととしております。今後とも、

世界最先端の税関の実現に向け、更なる税関業務

の高度化、効率化に取り組んでまいりたいと思

っております。○若林委員 何かスマート税関に

向けた具体的な事例などをもしあれば教えて

いただくか、輸入貨物の急増、それからまた、

業務の効率化はもうそろそろかというふう

に思います。○若林委員 輸入貨物等、貨物量が

非常に増えている中で、ビッグデータなどを使

いながら業務の効率化に取り組み

いただかなければならぬというふう

に思います。○若林委員 輸入貨物等、貨物量が

非常に増えている中で、ビッグデータなどを使

てまいりたいと考えております。

○若林委員 今回は、関税率法の一部を改正する法律案についての質疑ということで、税関業務について主にお話をお伺いさせていただきます。

輸出入貨物が増えていくこと、この貿易立国、我が国において大変重要なことでありますし、また、インバウンドの推進は地方経済の活性化にとっても大変重要なテーマだというふうに思っています。しっかりと進めていかなければいけません。一方、水際でのしつかりとした対応、不正薬物等の摘発などを行っていかねばなりません。そのための体制整備、スマート税関など、しっかりと取り組んでいただくことを御期待を申し上げます。私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○塚田委員長 次に、山崎正恭君。

○山崎(正)委員 公明党の山崎正恭です。

本日は、委員長、理事の皆様にも本委員会での質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

早速質問に入りたいと思います。先ほどの若林委員と少しかぶるところもありますが、確認の意味も込めまして、御質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、今回の法改正で措置される税関事務管理制度の拡充についてお伺いいたします。

近年、輸入申告件数は年々増加の一途をたどっており、特に令和元年以降は、新型コロナウイルス感染症の巣ごもり消費を受けたEC、電子商取引市場規模の拡大や、ECプラットフォーム事業者が提供するサービスの利用拡大を含む越境ECの拡大に伴い、航空貨物の輸入申告件数が、令和元年の約四千二百万件から令和三年には約八千七百万件へと、約二倍に増加しています。

非居住者、海外の販売者が、自ら輸入者となつて貨物を輸入し、フルフィルメントサービスを利用して国内の物流倉庫に納入後にECサイト上で販売する場合には、国内に住所を有する者を税関

事務管理人として定め、税関長に届け出なければならない。しかし、非居住者が税関事務管理人を定めずに取引実態を把握していない国内居住者に輸入の代行を依頼するため、税関が申告内容や取引の詳細を十分に確認できていない事案が発生しています。また、輸入許可後に税関事務管理人が解任されており、事後調査時に定められていない場合にも、これらと同じ問題が生じている等の指摘が今までなされてきました。

今回の改正により、非居住者が税関事務管理人を定めない場合、税関長が指定できることとなるため、税関事務管理人を通じて税関が非居住者に連絡できるようになり、審査や事後審査の実効性を高めることができるようになるとされています。

これにより、要は、今まで、書類等で輸入数量とか価格を確認する中で怪しいなと思っても、税関事務管理人が既にいなくて、事後調査で追いかけても追いかけていけなかった事案を追うことができるようになり、そのことにより、それまで追えなかった事案を追うことができるようになることとともに、この制度ができることによる予防効果が大い、このことが今回の拡充の大きなメリットであるというふうに向つております。

そこで、一つ確認です。

今回の法改正で税関事務管理制度の拡充を措置することは、現状を鑑みて非常に評価できると考えていますが、一方で、令和四年十一月二十四日に開催された関税等審議会の中では、今後ますますいろいろな取引が複雑になっていったときに、今回の措置で追いかけるのかという趣旨の指摘がなされています。

当然、社会の変化に応じて対応していくことと思いますが、財務省において、この社会の変化にスピード感を持つて対応することは極めて重要と考えますが、副大臣の所見をお伺いします。

○井上副大臣 山崎委員の御指摘のとおりでございます。ほとんどお答えいただいたものと同じ

でありますが、令和五年度関税改正におきまして、非居住者から税関事務管理人の届出がない場合に、税関長が国内関連者を税関事務管理者として指定できる等の規定を整備を行います。

今般の改正は、近年、非居住者があらかじめ輸入していった貨物を国内インターネット販売する場合等において不正な事案が散見されたことに対応することを目的とするものでありまして、これにより、非居住者に対する輸入通関時の審査、事後調査等の効率性を高めるものと考えております。

その上で、委員の御指摘のとおり、税関を取り巻く環境の変化に対して不断の見直しを行っていくことが重要だというふうを考えております。

今後とも、国際的な商流、物流の変化、経済社会全体のDX化の急速な発展といった環境の変化に對しまして、引き続き、迅速かつ的確に對処してまいりたいというふうに思っています。

○山崎(正)委員 島国である我が国においては、やはり税関機能や制度を強化していくことは重要でありますので、不断の取組をよろしくお願いいたします。

次に、税関業務の高度化、効率化への対応についてお伺いします。

税関行政を取り巻く環境は、デジタル化の急速な進展やサプライチェーンの見直しの動きなど、大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症の影響で近年は入国者数も大幅に減少してまいりましたが、令和四年十月の水際対策の緩和以降は入国者数は回復傾向にあり、今後更なる増加も予想されます。

また、民間部門を起点とした経済社会全体のDX、デジタルトランスフォーメーションの進展、そして、今年五月にはG7広島サミット、さらに令和七年には大阪・関西万博が予定されており、引き続きのテロ対策とともに、迅速な税関を確保しつつ、不正薬物やテロ関連物資等の密輸阻止など厳格な水際対策が求められています。さらに、ロシア等に対する経済制裁の実効性の

確保や経済安全保障上の脅威への対処等のため、輸出面を中心とした水際対策にも重点的に取り組むことが求められています。

関税等審議会答申では、これらの環境変化に的確に対応し、税関の使命である、安全、安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の賦課徴収、貿易円滑化の推進を着実に果たしていくため、輸出貨物に係る審査、検査、事後調査を含めた税関の体制を整備、充実すること、先端技術を活用した取締り検査機器を適正に配置すること、税関手続の一層のデジタル化を図ることなど、業務の一層の高度化、効率化を進めていくことが重要であるとの指摘がされています。

こうした変化を踏まえまして、新たな環境変化やニーズに対応するために、先ほども出ておりましたが、DX化による業務の効率化や経済安全保障上の対応など、スマート税関の実現に向けたアクションプラン二〇二二を取りまとめ、取組を行っていると思っております。

今回の関税法改正で、税関事務管理制度の拡充などによる適正な課税など、税関業務がより一層強化されることが期待されておりますが、その他の税関業務におきまして、先ほど少し出ましたけれども、DX化による業務の高度化、効率化について現在どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

○諏訪園政府参考人 税関におきましては、二〇二〇年六月にスマート税関構想二〇二〇を取りまとめまして、世界最先端の税関を目指して取り組んでいるところでございます。

昨年十一月には、構想策定後における税関を取り巻く環境変化や、委員御指摘の経済安全保障への対応といった新たなニーズに対応するため、税関検査場のDX化に向けた取組を盛り込むなど、構想に掲げる施策をアップグレードした、スマート税関の実現に向けたアクションプラン二〇二二を取りまとめ、公表いたしました。

御指摘の税関業務のDX化に向けて、具体的には、デジタル化された貨物情報及び画像情報を複

合的に活用した審査及び検査、AIを活用した検査対象郵便物の自動識別といった取組を進めているところ等です。

今後とも、社会情勢等の変化を注視しつつ、産業界や物流業界、有識者と意見交換を行いながら、AI等先端技術の活用などによりDX化を推進し、税関業務の一層の高度化、効率化に取り組みたいと思います。

○山崎(正)委員 先ほどお伺いしましたスマート税関構想では、世界最先端の税関を目指すという点ですが、検査装置などの技術開発については、今の日本の現状と今後の取組についてお伺いします。

○諏訪園政府参考人 先ほど申し上げた税関業務の高度化、効率化のための新たな技術や機器の活用に向けた取組について申し上げます。

具体的には、これまで税関では、ビッグデータ解析を活用いたしまして、輸入事後調査における立入り先の選定や通関審査の選定、あるいはAIを活用した検査対象郵便物の自動識別などの取組を進めております。

また、今後の取組といたしまして、例えば、エックス線CT装置によるAI及び物質識別を活用した不正薬物検知の調査研究、スマートグラスを活用した審査及び検査等の効率化などの検討を進めているところでございます。

今後とも、世界最先端の税関の実現に向けてまして、しっかりと取り組んでまいります。

○山崎(正)委員 やはり今までは、テロ対策等、外から入ってくるものへの対策が中心であったと思いますが、今は、経済安全保障上の観点から、軍事転用のおそれがあるものと外へ出ていくもの、輸出品に対しての税関の役割が極めて重要になり、高度な輸出管理が求められていますので、更なる技術革新をお願いいたします。

次の質問では経済安全保障情報分析センターのことを聞こうと思いましたが、先ほどの若林委員との、質問と全く一緒だったので、本当に、ひとまず創設しましたということにならないように、しっかりと実効性があり、効果的な組織と

なるようお願いいたします。

最後は質問に移ります。

先ほどからお聞きしてきたように、税関を取り巻く環境の変化や新たなニーズに対応するため、スマート税関の実現に向けたアクションプラン二〇二二を策定し、取組を進めていますが、さらに今後は、世界で出てきた、貿易関係者間でのデータ共有が可能な貿易情報連携プラットフォームへの参入や、税関にある輸出入申告情報などのビッグデータの解析、利活用などに対応できる人材の育成や確保、増員が重要になってきます。

また、水中飛行ロボット、ドローンや、遠隔地とリアルタイムで情報共有ができるスマートグラスの活用など、最先端技術の導入に向けても、今後ますます税関職員の方々の専門性が求められると思えますが、このような専門人材の育成や確保、拡充の取組をどのように進めていくのか、お伺いします。

○井上副大臣 お答えいたします。その前に、税関事務管理者と前回申しまして、正しくは税関事務管理者でありますので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、お答えいたします。DX化の推進等により税関業務を高度化、効率化するためには、今お話がありましたように、AI等の先端技術やITを正しく理解し、活用できる人材が不可欠であります。

このため、全職員を対象とした採用研修等においてAI等先端技術の基礎的知識を習得させるとともに、より専門的な知識、技能が必要な職員に對しましては、高度なデータ加工、分析の演習を取り入れた専門研修を実施しております。また、社会人経験者を対象とした選考採用等において、ITに素養のある人材の確保に取り組んでおります。

今後、AI等の先端技術やITを正しく理解し、活用できる人材の育成、確保に努め、税関業務のDX化を推進することにより、一層の業務の高度化、効率化に取り組んでまいります。

うに思っております。

税関におきましては、先ほど税関長から御説明、答弁をさせていただきましたとおり、スマート税関構想を推進することにより、経済安全保障の対応や経済社会全体のDX化の急速な進展といった税関を取り巻く環境の変化に對しまして、引き続き、迅速かつ的確に對処していきたいというふうに思っております。

○山崎(正)委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

関税率法等の一部を改正する法律案

関税率法等の一部を改正する法律

(関税率法の一部改正)

第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第四一〇・九〇号中 二 その他のもの

「一五%」を「二・五%」に改め

「三」その他のものを

「二・五%」に改め

別表第四四一八・九一号中 一 建具及び床柱

二 その他のもの

「一〇%」に改め

「一」セルラーバンブーパーネル

「二」建具及び床柱

「三・九%」を「三・九%」に改め

「二」その他のもの

「三・九%」に改め

別表の付表第一中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 加熱式たばこその他の非燃焼吸引用の物品	一本につき二五円	第二四〇四・一一号の二
(1) 葉たばこ(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第二号(定義)に規定する葉たばこをいう。以下この表において同じ。)を原料の全部又は一部としたものを含有するもの(紙その他これに類する材料のもので巻いたものに限る。以下この表において「葉た		

いました。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○塚田委員長 次回は、明八日水曜日午前八時二十分理事会、午前八時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十一分散会

<p>(2) 葉たばこを原料の全部又は一部としたものをカプセル入りにしたもの(以下この表において「葉たばこカプセル」という。)及びたばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第八條第二項(製造たばことみなす場合)に規定する加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの(以下この表において「充填グリセリン等」という。)をセットにして小売用の包装にしたもの、充填グリセリン等を小売用の包装にしたもの(葉たばこスティックとともに使用されるものに限る。)</p>	<p>葉たばこカプセル一個及びこれに相当すると認められる量の充填グリセリン等につき五〇円</p>	<p>第二四〇四・二二号の二</p>
<p>(3) 一個につき五〇円</p>	<p>第二四〇四・一九号の二</p>	

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同條第二項中「前項の」の下に「規定に該当する」を加え、同條第五項中「次條第五項」を「次條第四項第二号及び第六項」に改める。

第十二條の三第三項中「前項の」の下に「規定に該当する」を加え、「第六項」を「第七項」に改め、「除く」の下に「次項及び第四項において同じ」を加え、「金額」を「金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に、「ときは、同項」を「ときは、前項」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 第一項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額(当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれ税額に当該各号に定める割合(期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告

が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五を減じた割合。以下この項において同じ。)を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する税額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する税額 百分の三十の割合

第十二條の三第八項中「第二項に」を「第二項及び第三項に」、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の無申告加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告(その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものに限る。)又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税

(期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。)又は重加算税(次條第四項第一号において「無申告加算税等」という。)を課されたことがあるとき。

二 その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告(その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものを除く。)又は更正決定に係る関税に係る貨物の輸入の日(特例申告貨物については、その輸入の許可の日)の属する年の前年及び前々年に輸入された貨物(特例申告の場合にあつては、輸入が許可された貨物)に係る関税について、無申告加算税第六項の規定の適用があるものを除く。若しくは次條第二項の重加算税(以下この号及び同條第四項第二号において「特定無申告加算税等」という。)を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき。

第十二條の四第二項中「同條第六項」を「同條第七項」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、第一項又は第二項の重加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額

が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五を減じた割合。以下この項において同じ。)を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する税額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する税額 百分の三十の割合

第十二條の三第八項中「第二項に」を「第二項及び第三項に」、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の無申告加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告(その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものに限る。)又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税

(期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。)又は重加算税(次條第四項第一号において「無申告加算税等」という。)を課されたことがあるとき。

二 その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告(その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものを除く。)又は更正決定に係る関税に係る貨物の輸入の日(特例申告貨物については、その輸入の許可の日)の属する年の前年及び前々年に輸入された貨物(特例申告の場合にあつては、輸入が許可された貨物)に係る関税について、無申告加算税第六項の規定の適用があるものを除く。若しくは次條第二項の重加算税(以下この号及び同條第四項第二号において「特定無申告加算税等」という。)を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき。

第十二條の四第二項中「同條第六項」を「同條第七項」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、第一項又は第二項の重加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額

とする。

一 第一項又は第二項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがあるとき。

二 その期限後特例申告書の提出若しくは前条第一項第二号の修正申告又は更正決定に係る関税に係る貨物の輸入の日(特例申告貨物については、その輸入の許可の日)の属する年の前年及び前々年に輸入された貨物(特例申告の場合にあつては、輸入が許可された貨物)に係る関税について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき。

第十四条第三項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項第二号中「第八八条の二及び第八八条の三」を「第八八条の二第一項及び第八八条の三第一項」に改める。

第九十五条第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「その旨」を「当該税関事務管理人の住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名又は名称その他の必要な事項」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 第一項の場合において、同項の申告者等が前項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、同項の税関関係手続に係る税関長は、当該申告者等に対し、税関関係手続等のうち税関事務管理人に処理させる必要があるものと認められるものとして財務省令で定めるもの(次項から第六項までにおいて「特定事項」という。)を明示して、六十日を超えない

い範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日(第五項において「指定日」という。)までに、前項の規定による税関事務管理人の届出をすべきことを書面で求めることができる。

4 第一項の場合において、同項の申告者等が第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、同項の税関関係手続に係る税関長は、本邦に住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所を有する者)で特定事項の処理につき便宜を有するもの(次項において「国内便宜者」という。)に対し、当該申告者等の税関事務管理人となることを書面で求めることができる。

5 第三項の税関長は、同項の申告者等(以下この項及び第七項において「特定申告者等」という。)が指定日までに第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により税関事務管理人となることを求めた国内便宜者のうち次に掲げる者を、特定事項を処理させる税関事務管理人(次項及び第七項において「特定税関事務管理人」という。)として指定することができる。

一 当該特定申告者等に係る関税の税額等の計算の基礎となるべき事実又は当該特定申告者等に係る税関関係手続等若しくは貨物について当該特定申告者等との間の契約により密接な関係を有する者

二 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを使用して行われる取引その他の取引を当該特定申告者等が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

三 当該特定申告者等との間にいづれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持する関係その他の政令で定める特殊の関係のある者

6 前項の税関長は、同項の規定により特定税

関事務管理人を指定した場合において、当該特定税関事務管理人に特定事項を処理させる必要がなくなつたときは、同項の規定による特定税関事務管理人の指定を解除するものとする。

7 前二項の税関長は、第五項の規定により特定税関事務管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定税関事務管理人の指定を解除したときは、特定税関事務管理人又は特定税関事務管理人であつた者及び特定申告者等に対し、書面によりその旨を通知する。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
第四条中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

別表第二〇四一〇・九〇号中 二 その他のもの
「四・五%」を 二 プロポリス原塊
三 その他のもの
改める。

別表第三の一四の項中「第四一八・八九号まで」の下に、「第四一八・九一号の二」を加え、「第四一八・九一号の二」を「第四一八・九一号の二(二)」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第九十五条の改正規定並びに次条第二項及び附則第五条の規定 令和五年十月一日
二 第二条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定及び同法第十四条の改正

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

第八条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

別表第一一八〇六・一〇号中「三・一%」を「二・七%」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「三%」を「二・九%」に改める。

別表第一一九〇一・九〇号中「二四・四%」を「二三・四%」に改める。

別表第一二〇一・一〇号中「二・一%」を「九・七%」に改める。

別表第一二〇六・一〇号中「二・五%」を「九・六%」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二四・四%」を「二三・四%」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

規定並びに次条第一項の規定 令和六年一月一日
(関税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新関税法」という。)第十二条の三及び第十二条の四第四項の規定は、令和六年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に当該法定納期限が到来した関税に係る第二条の規定による改正前の関税法(以下この項において「旧関税法」という。)第十二条の三の規定による無申告加算税(同条第五項の

無税
四・五%」に

規定の適用があるものを除く。)又は旧関税法第十二条の四第二項の規定による重加算税は、新関税法第十二条の三第四項第二号に規定する特定無申告加算税等とみなす。

2 新関税法第九十五条第八項の規定は、同条第五項に規定する特定税関事務管理人については、令和五年十月一日以後にその者が同条第一項に規定する税関事務管理人として処理した同項に規定する税関関係手続等に係る同項に規定する申告者等が保存すべきこととされている同条第八項の帳簿及び書類について適用する。
(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第五条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「ため国税通則法」を「ための国税通則法」に、「納税管理人」を「引取納税管理人」に改め、「規定する税関事務管理人」の下に「以下この条において「税関事務管理人」という。」を加え、「当該」を削り、「を保税地域からの引取りに係る国内消費税に関する事項を処理させるための納税管理人」を「として定められた者を引取納税管理人」に改め、同条に次の三項を加える。

2 引取納税管理人及び税関事務管理人を定めなければならない者が、税関長に対して国税通則法第一百七十七条第二項の規定による引取納税管理人の届出及び関税法第九十五条第二項の規定による税関事務管理人の届出をしなければならぬ場合は、当該税関長は、これらの届出をしなければならぬ者に対し、同条第三項の求めに

併せて、国内消費税に関する特定事項(保税地域からの引取りに係る国内消費税に関する事項のうち引取納税管理人に処理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)を明示して、当該求めに係る同条第三項の指定日までに、引取納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができ、かつ、同条第四項の国内便宜者に対し、同項の求めに併せて引取納税管理人となることを書面で求めることができる。

3 関税法第九十五条第三項の求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七十七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなければならぬ場合において、関税法第九十五条第四項の求めと併せて前項の規定による引取納税管理人となることの求めを受けた者を同条第五項の規定により同項に規定する特定税関事務管理人として指定するときは、当該特定税関事務管理人を、国内消費税に関する特定事項を処理させる引取納税管理人(次項において「特定引取納税管理人」という。)として併せて指定することができる。

4 国税通則法第一百七十七条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により税関長が特定引取納税管理人を指定した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「特定納税者」とあるのは、「輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第二十一条の二第二項(保税地域からの引取りに係る納税管理人)の規定による同条第一項に規定する引取納税管理人の届出をすべきことの求めを受けた者」と読み替えるものとする。

理由
最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、税関事務管理制度の拡充、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。